盛大に開かれた
町ぐるみの体育祭

第六回町民体育祭は、十月四日、小幡小学校校庭に数千の人々をあつめて、盛大に行なわれました。

この日、さわやかな秋晴れにめぐまれた会場で、地区別対抗競技と、レクリエーション種目が行なわれ、終始などやかな歓声のなかに、老いも若きも一つとなつて楽しい一日をおくりました。

地区別対抗競技では、小幡秋畑、福島、新屋、役場の五チームが参加して、グランドとフィールドに技をきそいました。

若人たちが、日ごろの力を出しあつて、走り、投げ、とぶ姿は、美しい一つの絵になるようなみごとなものでした

熱戦の結果、小幡地区が二年連続優勝（二六三点）、二位秋畑（二一二点）、三位新屋（二一一点）、四位福島（一九〇点）、五位役場（一二一点）の成績に終りました。

レクリエーション種目では一中のブラスバンド、小幡小の鼓笛隊のみごとな演奏、婦人会のみなさんのご家庭円満を示すような美しいおどりなど、また大衆リレーやアベック競走、風船割り競走など、いずれのゲームに対してもみんなが一つになつて、とんだり、走つたり、踊つたりしてみんなで笑い、歓声をあげた本当に楽しい一日でした。

当町の「和」をもつた明るい町づくりは、このような楽しい催しのなかからうまれ、すくすくと育つものと思います。

町民は一つになつて、さらに町づくりにハッスルしましよう。

写真左上は婦人会のおどり
左は男子百メートル決勝

社会のきまり
法を守ろう

十月一日は、昭和二十二年に憲法の番人といわれる最高裁判所が発足して、最初の法廷をひらいた日にあたります。

国では、この日を記念して、昭和三十五年から十月一日を「法の日」と定めました。

この世に人の勝手きままをおさえる規則、すなわち法がなく、おたがいに自分の欲望や本能のおもむくままに動くことになつたらどうでしようか？

乱世の戦国時代のように自分で自分を守りぬくだけの武器がなければ、安心して生活する事ができません

「社会あるところに法あり」という有名なことわざがありますが、このことわざのとおり、おおぜいの人がひとつの社会をつくつてそのなかで平和に安全に生活をしていくために、めいめいがかつて気ままなことをすることは禁物で、どうしても一定のきまりが必要です。

このきまりが、憲法やその他いろいろの法律です。もちろん、わたくしたちには、「基本的人権」と言つて、人間は誰でも自由であり、平等であるという権利があります。

これは、人間が人間として生き、しあわせをもとめて、くために、なくてはならない権利です。

そして、この基本的人権は、何人も、もちろん国家といえどもおかすことのできないものであるといわれています。

これは民主主義の、もつともたいせつな原理です。

しかし、いくら自由であり、平等であるからといつても、ゆきすぎではこまるし、自由を主張するあまり責任をかろんじるのは、よくないことは申すまでもありません。

自由ということの、ほんとうの意味はどんなことでしようか。？またなぜ、それがとうとばれなければならないのでしようか。？

それは、おたがい人間であるからには、人格を尊重し、良心にもとづいて、自由な行動をするようにしようということです。

そのほうが、権力でやかましくとりしまつていくよりは、社会を健全なものにすることが、できるという意味なのです。

つまり、ほんとうの自由という意味は、けつして個人がかつてなことをしてもよいということではありません。

個人の人格や良心を信頼して、その自由にまかせるということです。

このようなことから、わたくしたちは自分の自由と他人の自由をともども生かして、社会の秩序を保つてゆくために、法をとうとびこれを守らなければなりません。

秩序ある、明るい社会生活をおくるためには、まず「法」を守ることを忘れてはなりません。

あなたが法を守れば、法はあなたを守ります。

基本選挙人名簿
9月15日現在で調製

選挙資格者を登録しておく「基本選挙人名簿」は、選挙管理委員会が九月十五日現在で資格があるものを調査して作ることになつています。

九月十五日現在で登録される資格があるものとは、九月十五日現在ですでに三ヵ月以上町内に住所を有している者、つまり六月十五日以前から当町に住んでいる日本国民でことし十二月二十日に満二十才以上（昭和十九年十二月二十一日以前に生れた人）になる人たちです。

ただし禁治産者や、禁こ刑などを受けて執行中のものはのぞかれます。

先日、役場の職員かみなさんのお宅に伺つて、調査したのはそのための調査です。

こうして、十月三十一日までに、基本選挙人名簿がつくられ、登録もれや誤載がないかどうかを確認するために、十一月五日から十九日までの十五日間、役場でみなさんにお見せすることになつています。

そこでもし登録もれや、誤りがあるのを発見したら、お見せする十五日間中に、文書で町の選挙管理委員会に申し出て、修正を求めることができます。

この名簿は、十二月二十日に確定し、その後一年間効力をもつことになります。

常時申し出できる
改正で補充選挙人名簿登録

十月一日から、補充選挙人名簿登録申請制度が一部かわりました。

いままで、転入したり、新しく有権者になつた人などは選挙のつど、かぎられた期間に、補充選挙人名簿に登録申請をしなければなりませんでした。

こんど改正されたのは、この申請期間は選挙に関係なくいつでもできることになりました。

新有権者になつたその日、転入したその日でも申請できるわけです。

これは、いままでの補充選挙人名簿登録申請制度の下では、申請期間が限られているため、選挙人においても登録の機会を失なう場合があつたりまた、町の選挙管理委員会でも一時に多数の申請を受け付けるため、じゆうぶんな調査ができないきらいもあつたので、それらを改善したものです。

したがつて、今回の改正によつて、新有権者や住所移転者などは、選挙のあるなしにかかわらず、随時に補充選挙人名簿の登録の申請をしておけば、その人が登録資格をそなえていれば、選挙の際に調製される補充選挙人名簿に登録されるわけです。

転入したときは、前の住所地から当町の区域内に住所を移したことを証明する文書が必要です。

これは役場の窓口で、住民登録などの届をするときに、いつしよに申し出ていただけばよいわけですが、この申し出は本人の意思に基づいて行なうことが原則となつています。（やむを得ない事情により申出者以外の人が申出るときには、その者と同居している親族、申出者の世帯を管理している者に限られています）

小幡の城町地区を
交通安全モデル地区に指定

大字小幡の城町地内を「交通安全モデル地区」に指定しました。

この地域は、道幅がせまいうえに交通量がたくさんありしかも、商店にくるお得意さんの自動車が、そちこちに駐車しています。

このような実情ですから、定期バスや、大きな自動車などは、なかなか通りぬけるのに苦労するし、近くの保育園や学校に通う児童、生徒たちの通行にも、ひじように危険が伴なつていました。

そこで、今後この地域を交通モデル地区に指定し、道路上の駐車や、道路上に物を置いたりすることをなくしていこうということになつたものです。

共同駐車場設置を決定
城町の話し合いで

こんど、交通安全のモデル地区に指定された城町地区では、以前から自動車の駐車や道路上にいろいろな物が置かれている実情を、なんとかしてやめるようにしよう、という声があつただけに、モデル地区指定の第一回の会合でも全員一致で交通安全にのり出すことになりました。

そして、この交通安全を積極的にすすめるために

① 共同駐車場をつくつて道路に自動車を置かないようにしましよう。

② モデル地区推進員を委嘱して、道路上に自動車や物品が置かれないよう監視してもらおう。

ということが決められ、さつそく実行にのり出しました。

近く、必ずや成果が表われすつきりした交通安全地区ができあがるものと期待されています。

商工会が街路燈つける

このほど、甘楽町商工会（飯塚勝久会長）では町内に二二〇本の、写真のような美しい街路燈を各商店前にたてて、夜一助として交通事故をふせいだり、防犯燈の役目をもかねてくれます。

この街路燈はたてた、各商店が、ほとんど自費で負担したもので、明るい町づくりの一助ともなればひときわ明るい光を放して、道ゆく人たちによろこばれております。

おかげで、町内がいちだんと明るくなり、町民のみなさんから感謝されています。

知事選の投票率優秀な区を表彰

七月二十八日に行なわれた知事選挙では、有権者のみなさんのご協力により、投票率町平均七九、三二％の高成績をあげ、県下で十五番め、有権者八千以上の市村町では、抜群の投票率をおさめました

おかげで、町の選挙管理委員会（鈴木柳一郎委員長）では、選挙の適正な管理と、公明選挙の推進努力がみとめられ、県の選挙管理委員会（新井国蔵委員長）から表彰されました。

町では、町内各区の投票率優秀な区に対して、九月二十九日にひらかれた区長会の席上、それぞれ表彰しました。

表彰した区は、次のとおりです。

五区、十区、一〇区、二八区九区、十六区、一二区、十八区二三区、三区、一一区、六区

三中に乗用車

第三中学の生徒の教材用に乗用車（トヨペットコロナ・中古車）が贈られました。

寄贈者は、増田唯広さん（秋畑・梅の木平出身）で現在東京で自動車の修理工場を経営しています。

同校では、生徒の技術教育に利用したり、緊急な連絡や応急の運搬に役立つものとよろこんでいます。

写真上は贈られた乗用車

青少年健全育成標語きまる

町の青少年問題協議会では広くみなさんから「標語」を募集していましたが、十月九日に審査して、二十四点の応募作品から、次の六点をえらびました。

次代をになう青少年が、さらに清く、すこやかに成長するよう、みなさんのご協力をおねがいします。

一等　笑い合う夕げに子らは背を向けず
（白倉、大塚英雄）

二等　対等に話せるおやじ、僕のさち
（白倉、大塚篤比己）

二等　愛の手にこたえて非行化ゼロの町
（秋畑、松井　保）

三等　町ぐるみ愛で守ろう青少年
（小幡、高山ふじ）

佳作　夕げは一緒、しつけは最初
（白倉、大塚英雄）

佳作　夢いだき、清く正しく胸張つて
（小幡、杉山賢治）

暖房器の点検を

朝夕めつきり冷えこむようになり、どこのご家庭でも、そろそろ暖房器の準備や取り付けもはじまるので、器具をじゆうぶん点検し、完全に使用することがたいせつです。

悪いところは、はやめに修理しておくことです

しあわせはこぶ
赤い羽根

赤い羽根の共同募金が、ことし10月1日から全国いつせいにはじめられました。

ことしで、17回めです。

この運動は、世の中のめぐまれない不幸な境遇にある人たちに、少しでも光をあたえ、みんながしあわせになれるようにしよう、そのためには「たすけあい」の精神を基本として、誰のなかにもあるあたたかい善意をつないで、明るい社会をつくろうというのが目的です。

町全体のことしの募金目標額は 215,500円で、一世帯あたり81円59銭になります。（生活保護世帯をのぞく）

県全体で3千100万円の募金があつめられ、肢体不自由児施設、精薄児施設、母子寮などの民間社会福祉事業に配分されることになつています。

町では例年と同じように、各区長に募金協力をおねがいしました。みなさんのご協力をおねがいします。